

規程第44号

国立研究開発法人建築研究所における公的研究費等の適正な管理に関する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本 雄三

国立研究開発法人建築研究所における公的研究費等の適正な管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費等について、管理体制を明確化するとともに、不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費等の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 公的研究費等 運営費交付金、競争的資金を中心とした公募型研究資金等をいう。
- 二 部等 部、研究グループ及びセンターをいう。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費等の適正な管理について研究所全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な管理について研究所全体を実務上統括する責任と権限をもつ者として、統括管理責任者を一人置く。

2 統括管理責任者は、理事をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 部等における公的研究費等の適正な管理について責任と権限を有する者として、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総務部においては総務部長、企画部においては企画部長、各研究グループにおいては各研究グループ長、国際地震工学センターにおいては国際地震工学センター長とする。

3 管理責任者は、部等における公的研究費等の予算執行管理を行うとともに、不正使用を防止するため適切な措置を講じなければならない。

(公的研究費等の管理に係る事務処理手続き)

第6条 次の業務を担当する各課は、業務を的確に遂行し、公的研究費等の適正な管理を

行う。

- 一 公的研究費等のうち、競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び寄付金の受託手続き並びに各制度に応じた執行等の相談窓口は、企画部企画調査課が担当する。
 - 二 公的研究費等の執行に係る契約事務手続き及び経費管理業務については、総務部会計課が担当する。
 - 三 公的研究費等に係る内部監査については、企画部企画調査課及び総務部会計課が担当する。
- 2 公的研究費等の不正使用に対する申立て等に関する事務手続きについては、「国立研究開発法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の規定を準用する。
 - 3 競争的資金を中心とした公募型研究資金により研究を遂行する研究者並びに管理を行う企画部企画調査課及び総務部会計課の担当者は、最高管理責任者に公募型研究資金の使用又は管理にあたっての誓約書を提出するものとする。

(不正防止計画)

- 第7条 最高管理責任者は、公的研究費等の適正な使用を推進するため、不正防止計画を策定するものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は新たな不正発生要因を把握した場合は、適宜、不正防止計画を見直すなど、公的研究費等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(他の規程との関係)

- 第8条 公的研究費等の適正な管理に関して、国立研究開発法人建築研究所会計規程等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

付 則 (平成27年4月1日規程第44号)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所における公的研究費等の適正な管理に関する規程の廃止)

- 第2条 独立行政法人建築研究所における公的研究費等の適正な管理に関する規程(平成24年規程第7号)は、廃止する。

平成 年 月 日

公募型研究資金の使用にあたっての誓約書

国立研究開発法人建築研究所理事長 殿

(自署)

私 _____ は、公募型研究資金により研究を遂行するにあたり、交付条件及び所属研究機関の関連規程を理解し、これらを遵守いたします。また、公募型研究資金が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公募型研究資金を公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。交付条件等に違反し不正を行った場合は、公募型研究資金の配分機関、所属研究機関の処分及び法的な責任を負担いたします。

平成 年 月 日

公募型研究資金の管理にあたっての誓約書

国立研究開発法人建築研究所理事長 殿

(自署)

私_____は、公募型研究資金の管理を行うにあたり、交付条件及び所属研究機関の関連規程を理解し、これらを遵守いたします。また、公募型研究資金が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公募型研究資金を適正に管理するとともに、不正を行わないことを約束いたします。